

○松山市特定空家等審議会条例

平成27年12月25日

条例第47号

(設置)

第1条 特定空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

第2条第2項に規定する特定空家等をいう。次条において同じ。)に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市特定空家等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 特定空家等に該当するかどうかの判定に関すること。
- (2) 特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法律に関する専門的知識を有する者
- (3) 不動産に関する専門的知識を有する者
- (4) 建築に関する専門的知識を有する者
- (5) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 審議会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。